

広報 **なみえ** お知らせ版

(平成28年12月15日発行) No.66

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、各種情報をお届けします。

※平成28年12月2日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更されることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984
福島県二本松市北トロミ573番地
代表TEL 0243(62)0123
直通TEL 0243(62)4731
http://www.town.namie.fukushima.jp
*毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。

QRコード
ホームページの情報は携帯でもご覧いただくことができます。

QRコードをご利用ください。

浪江町公式フェイスブック・ページ「つながろうなみえ」町からのお知らせや写真などがご覧いただけます。

「まち・なみ・まるしえ」 年末年始の営業について

浪江町仮設商業共同店舗施設「まち・なみ・まるしえ」の年内の営業は**12月28日(水)まで**となります。年明けの営業は**1月4日(水)**から行います。

問 産業振興課商工労働係
TEL 0240(34)0247

臨時福祉給付金の 申請受付は 12月28日(水)まで

消費税の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない方々の負担に配慮した暫定的・臨時的な措置として、今年度も「臨時福祉給付金」を支給しています。対象となる可能性がある方へ、

9月中旬に申請書をお送りいたしますので、必要事項をご記入いただき、必要書類(本人確認書類など)と一緒に提出してください。受付期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。

▽支給額

給付対象者1人につき3千円(二部の方は3万円)

▽受付期限

12月28日(水)まで

※期限厳守

※郵送の場合は当日消印有効

▽提出方法

返信用封筒による郵送、または窓口(二本松事務所・各出張所)

問 介護福祉課福祉係

TEL 0243(62)4737

国民年金の 第1号被保険者の 皆さまへ

国民年金基金
制度のご案内

国民年金基金は、自営業の方やその家族、自由業、学生などの国民年金の第1号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。

加入できるのは、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方です。

65歳から生涯受け取ることができる終身年金が基本ですので、長い老後に備えることができます。

掛金は全額が社会保険料控除

年末年始の役場業務のご案内

役場の業務は、12月29日(木)から1月3日(火)まで休みです(各出張所および仮設津島診療所も休みです)。

閉庁中は、本庁舎および二本松事務所のみ日直が対応します。

▷日直受付時間 8時30分～17時15分

▷日直対応業務

【本庁舎】.....

- 各種申請書の收受
※住民票等各種証明書の発行はできません。
申請受付後、後日郵送します。
※浪江町応急仮設診療所は休診します。

【二本松事務所】.....

- 安否確認、所在報告受付
- 各種申請書の配布、收受
- 戸籍関係届出書の收受
※住民票等各種証明書の発行はできません。
申請受付後、後日郵送します。

問 役場二本松事務所 TEL 0243(62)0123

の対象となり、所得税と住民税が軽減されるほか、受け取る年金は公的年金等控除の対象になり、税制面で優遇されます。万が一早期に亡くなったときは家族に「遺族一時金」が支給されますので、掛け捨てになりません。(二部の加入タイプを除く)

加入は任意で、ライフプランに合わせて年金額や受取期間を設計できます。

問 福島県国民年金基金

0120(65)4192

〒960-8043 福島市

中町1番19号 中町ビル5F



